

～建設業の営業所に関して遵守すべき法令～

営業所の設置・運営に関して、建設業法以外にも様々な法令があります。
これから建設業許可申請を行う皆さまに、特に遵守してほしい法令が3つあります。

☆建築基準法

- ・プレハブやコンテナ等を事務所として利用する場合は建築物に該当し、土地への定着が必要となります。
- ・また、建築物を設置する場合、原則として確認申請が必要となります。
- ・プレハブやコンテナ等がブロックに乗せただけになっている場合や、確認申請を受けていない場合、建築基準法に適合していない可能性がありますので、建設業許可申請とは別途、建築基準法関係部署へご相談ください。

※ 違反の疑いがある場合は、所管部署に情報提供する場合があります。

☆都市計画法

- ・市街化調整区域では、原則として営業所の新築、建替え、増築が制限されており、原則として都市計画法に基づく許可が必要です（許可が不要な場合を除く）。

※ 違反の疑いがある場合は、所管部署に情報提供する場合があります。

☆事務所衛生基準規則

- ・快適に働ける環境を整えるため、事務所衛生基準規則に基づく以下の基準を守る必要があります。ご不明点は、建設業許可申請とは別途、福岡労働局、労働基準監督署等へご相談ください。

照 明：事務作業に適した明るさの目安は 300 ルクス以上です。

広 さ：快適に働ける広さの目安は、1人あたり 3.8 m²以上です。

温 度：健康的に働けるよう、室温をエアコンなどで 18℃以上 28℃以下を保つよう努めてください。
(10℃以上は必須)。

空気環境：床面積の 20 分の 1 以上の開口部（窓など）、または換気設備が必要です。

ト イ レ：従業員の数に応じた適切な数を設けてください。